

パブリックコメント対応表(案) - 冷凍則関係のみ

資料 9-1

- 凡例 : 技術的内容の変更を必要とする意見及び対応(案)  
 : 表現上の修正等で対応できる意見及び対応(案)  
 : 今後の検討事項、対応事項  
 - : 内容に関するものではない意見、パブコメ版以前の版をもとにした意見、その他  
 無印: 対応不要と考えるもの

整理番号	提出されたご意見の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
3	<p>定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案)                      保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案)                      2.2 火気の付近にないこと                      (意見)                      「……ただし、前回定期自主検査以降の1年間に(前回保安検査以降の3年間に)高圧部と……」について、「の1年間に」「の3年間に」を削除すべき。                      (理由)                      単に『……ただし、前回定期自主検査(前回保安検査)以降高圧部と……』でよい。</p>	<p>該当箇所の「の1年間に」「の3年間に」を削除いたします。</p>	<p>要領・基準の8 ページ</p>
4	<p>定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案)                      保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案)                      2.3 流出防止措置                      (意見)                      「……ただし、前回定期自主検査以降の1年間に(前回保安検査以降の3年間に)設置状況に変更……」について、「の1年間に」「の3年間に」を削除すべき。                      (理由)                      単に『……ただし、前回定期自主検査(前回保安検査)以降設置状況に変更……』でよい。</p>	<p>該当箇所の「の1年間に」「の3年間に」を削除いたします。</p>	<p>要領・基準の9 ページ</p>

整理番号	提出されたご意見の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
10	<p>保安検査基準 全般 (意見) 保安検査は、都道府県、指定保安検査機関等様々な主体により実施されることから、詳細な保安検査方法については疑義が生じないよう客観性・透明性を持たせ、検査項目と判定基準を明確化し、統一的な運用を図るため、保安検査記録書(チェックリスト)の様式を各検査基準の中に追加すべき。 (理由)</p>	<p>判定基準については、保安検査の目的として、総則2.検査項目及び検査方法の冒頭に次のように示しています。 『技術基準の適合状況(許可時に要求された性能を満足しているかどうか)について、……』 保安検査を受験する製造施設は、許可 - 完成検査の手続きを踏んできたものであり、この際の基準が、保安検査時での判定基準になると考えます。 保安検査記録書については、今回、定期自主検査の記録様式例を作成しましたが、これが保安検査記録のチェックリストのベースになると考えます。ただし、これらについては現在、各都道府県、各事業者、各団体等で作成、運用されているものが多くあることから、今後、運用実態等を踏まえ、定期自主検査記録様式を改善していきたいと考えます。</p>	
12	<p>保安検査基準 全般 (意見) 法令技術基準を軸に保安検査基準との関連を示した一覧表があると整理に役立つ。 (理由)</p>	<p>技術基準について、類似の性格のものをまとめた目次構成としていますが、出版の際に参考として対応表を付すことを検討いたします。</p>	
13	<p>全般 (意見) 目視検査重視の検査基準となっているので、定義を明確にしておく必要がある。 (理由)</p>	<p>耐圧性能及び強度の確認における目視検査についてのご提案と理解しますが、現在、日本非破壊検査協会において目視検査の規格を検討中であり、その成案ができあがり次第対応することといたします。</p>	
16	<p>パブコメについて (意見) 最終の成案でパブリックコメントを募集すべき。用語の不統一、同一検査項目に係る基準内及び基準間の不整合などが残っている。</p>	<p>当協会として本格的なパブリックコメントは初めてであり、不備がありましたこととお詫びいたします。 ご意見は、今後のパブリックコメントの実施に反映いたします。</p>	

整理番号	提出されたご意見の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
20	<p>定期自主検査実施要領(一般高圧ガス保安規則関係)(案) 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 (意見) 定期自主検査での項目として「耐圧性能及び強度」が示されているが、規則(一般則第83条第3項)で定期自主検査から「耐圧試験に係るものを除く。」とされている事との関係を明確にすべき。 (理由)</p>	<p>総則 2. 検査項目及び検査方法を次のように変更します。 『技術基準の適合状況(許可時に要求された性能を満足しているかどうか)について、定期自主検査の方法に示す検査項目に応じた方法により行う。なお、一般則第83条第3項により、定期自主検査では、耐圧試験に係る検査を実施する義務はないが、保安検査において定期自主検査の実施記録により検査する場合の対応として、本要領には耐圧性能に係る検査項目も規定している。』</p> <p>他規則定期自主検査実施要領の同様箇所も対応します。</p>	要領の3ページ
21	<p>定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 総則 2. 検査項目及び検査方法 (意見) 耐圧性能に係る規定を加えている理由を記述すべき。 (理由) 法第35条の2の規定に(耐圧試験に係るものを除く)とあり、定期自主検査には耐圧試験に係る検査実施の義務はない。</p>	整理番号20の対応内容をご参照下さい。	
24	<p>定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案) 1.1 警戒標 (意見) 目視検査の方法として、「必要に応じ図面との照合」も含むと補足すべき。 (理由) 許可申請時の図面に警戒標の位置を記入しており、目視検査の方法をより明確にするため。</p>	<p>目視検査の後ろに『(必要に応じて、図面と照合して行うものをいう。)]』を追記します。</p> <p>注:他規則の保安検査基準・定期自主検査実施要領についても同様の主旨で対応いたします。</p>	要領・基準の5ページ

整理番号	提出されたご意見の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
93	<p>保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)(案) 他</p> <p>5.1.1 温度計 5.1.2 圧力計 (2)精度検査 (意見)</p> <p>「該当又は類似するJIS規格を参考に定めた許容差」について、もっと具体的に示せないか。 (理由)</p> <p>”参考に定めた”ものでは、較差が生じる可能性がある。</p>	<p>『類似するJIS規格を参考に定めた許容差』については削除いたします。</p> <p>『該当するJIS規格に定める許容差又はこれと同等程度以上のもの』とし、該当JIS規格は次のとおりとします。</p> <p>・温度計： B7411 一般用ガラス製棒状温度計 B7412 ガラス製二重管温度計 B7528 水銀充満圧力式指示温度計 B7529 蒸気圧式指示温度計 C1601 指示熱電温度計 C1602 熱電対 C1603 指示抵抗温度計 C1604 測温抵抗対 C1605 シース熱電対</p> <p>・圧力計： B7505 ブルドン管圧力計</p> <p>なお、製造細目告示の改正も予定</p>	要領・基準の15ページ
128	<p>保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)(案) 他</p> <p>6.19 防消火設備 (1)目視検査 (意見)</p> <p>消火設備については、単なる外観目視のみでなく、消防法令の基準に準じた定期的な機能点検も必要でないか。 (理由)</p>	<p>該当箇所を次のように変更いたします。</p> <p>『(1)目視検査 外観に腐食、破損、変形、その他の異常がなく、使用可能な状態となっていることを1年に1回目視により確認する。』</p> <p>注：コンビ則定期自主検査実施要領及び他規則保安検査基準・定期自主検査実施要領の同様箇所も対応いたします。</p>	要領・基準の23ページ

整理番号	提出されたご意見の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
156	<p>定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案)            保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案)            1. 総則 2. 検査項目及び検査方法            (意見)            コンビ則等の定期自主検査実施要領には、経済産業大臣が認めた基準に係る定期自主検査について記載されている。冷凍則関係にも記載すべき。            (理由)            他規則と整合させた方がよい。</p>	<p>ご意見のとおり他規則と同様記述することいたします。</p>	<p>要領・基準の3ページ</p>
157	<p>定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案)            保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案)            5.1 圧力計            (意見)            【解説】*1を次のように改めるべき。            『圧力区分ごととは、圧縮機の吐出圧力、吸入圧力及び潤滑油圧力並びに発生器の冷媒ガスの圧力の別をいう。』            (理由)            文章表現として、『圧力区分ごととは、……の別をいう。』とした方がよい。</p>	<p>ご意見のとおり変更いたします。</p>	<p>要領・基準の15ページ</p>
161	<p>定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案)            様式集            (意見)            上欄の「検査員番号及び氏名」の下に1段追加し、『検査立会者の氏名』を追加すべき。            (理由)            検査を受検する事業所の立会者を明記した方がよい。</p>	<p>ご意見のとおり変更いたします。</p>	<p>要領の25、26ページ</p>